

## 川崎区AED（自動体外式除細動器）貸出事業要綱

### （目的）

第1条 川崎区内のスポーツ団体や町内会・自治会等がイベント等を実施する際に、安心して活動ができるようAEDの貸出しを行い、もって安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

### （対象団体）

第2条 AEDの貸出しの対象は団体とし、その代表者は次の各号を満たすものとする。

- （1）スポーツ団体、町内会・自治会等の代表者
- （2）区内に在住又は在勤
- （3）年齢が満20歳以上

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた場合にはAEDを貸し出すことができる。

### （対象事業）

第3条 AEDの貸出し対象となる行事等は、次の各号を満たすものとする。

- （1）AEDが配置されていない屋外施設等において、区民を含む複数の者を一時的に集めて行う行事等とする。
- （2）前項の行事場所にAEDを臨時的に設置するものと見なすため、AEDのインジケータ等の点検・確認が行え、AEDの使用等に関する講習を受講している者がいる団体の行事等とする。

### （団体登録）

第4条 AEDの貸出しを受けようとする団体の代表者は、あらかじめ「AED貸出団体登録申請書」（第1号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、適当と認められるときは「AED貸出団体登録承認証」（第2号様式）を当該申請者に交付するものとする。

### （貸出申請）

第5条 AEDの貸出しを受けようとする団体の代表者は、「AED貸出団体登録証」（第2号様式）を提示した上で、「AED貸出申請書・承認通知書」（第3号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、貸出しを決定したときは「AED貸出申請書・承認通知書」（第3号様式）の写しをもって当該申請者に通知するものとする。

### （貸出期間）

第6条 AEDは、行事等が終了後速やかに返却するものとし、貸出期間は、原則として最長7日間とする。

(貸出台数)

第7条 AEDは、同一団体が同一時期に行う行事等に対して、原則として1台を貸し出すものとする。

(貸出中の管理)

第8条 AEDの貸出しを受けた団体（以下「借受者」という。）は、AEDを常に良好な状態で保管し、使用しなければならない。

2 借受者は、AEDを処分、転貸又は譲渡してはならない。

(経費負担)

第9条 AEDの貸出しは無償とする。ただし、貸出期間中におけるAEDの運搬・保管等に要する経費は、借受者が負担するものとする。

(使用報告)

第10条 借受者が、AEDを返却するときは「AED使用報告書」（第4号様式）を区長に提出するものとする。

(紛失・破損等)

第11条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、「AED使用報告書」（第4号様式）により区長に報告するものとする。

- (1) 借受者がAEDを紛失したとき。
- (2) 借受者がAEDを破損させたとき。
- (3) 借受者がAEDを目的外に使用したとき。

(損害賠償)

第12条 借受者の故意又は過失により、前条各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は、借受者の負担によりAEDを原状に復し、又はそのための相当額を弁償するものとする。

(返還)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出期間中であってもAEDを返還させることができるものとする。

- (1) 借受者がAEDを使用しなくなったとき。
- (2) 借受者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他、区長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、AEDの貸出しに関して必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 25 日から施行する。